土木工事特記仕様書(令和7年7月1日以降適用)

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限り でない

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(共通仕様書の読み替え)【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が 5,000 万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(それぞれ表、裏とも)

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、 監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の 場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシ ステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標)【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事 (構造物): 擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門 (樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場対象技術者: 監理(主任)技術者氏名

(工事成績評定の選択制)

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に 関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、 評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目 別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する 行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、 変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I -12-①-1 ~ I -12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未 満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議 に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。 実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算 基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木 工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適 当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条 本工事は、日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を 行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以 下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に 応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議 を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30 ℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25 ℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(現場環境改善費 (熱中症対策・防寒対策) の対象工事)

第6条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係 る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変 更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

- **第8条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ (快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
 - ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
 - ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、 女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

- **第9条** 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事(受注者希望型)」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」 を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

(情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- **第10条** 受注者は、土木工事等において情報共有システム(以下「システム」という。) の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/

(週休2日確保工事)

- 第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領(以下「実施要領」という。)」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日(土日)に取組む場合は、工事着手までに 取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条(1)による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示

板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/



(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします 週休2日確保工事

完全退休2日(土日)

なおしています

令和○年○月○日まで 時間帯○:○○~○:○○

〇〇〇〇**工事**

発注者 徳島県○○総合県民局 県土整備部○○庁舎

電話 00-000-000

施工者 ○○○○建設株式会社

(標示板記載例) 完全週休2日(土日) の場合

電話 00-000-000

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第12条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:28.64%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金 以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:3.09%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料(領収書の写し等) を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計 変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」

で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費(営繕費)に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及 び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(本工事の特記仕様事項)

第13条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本工事における特記仕様事項を記載)

クレストゲート設備塗装工事 特記仕様書

第1章 総 則

(運用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R7徳土 正木ダム 上勝・正木 クレストゲート設備塗装工事(1)」(以下 「本工事」という。)に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確 認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足 するものとする。

(工事施工場所)

- 第2条 工事の施工場所は次のとおりとする。
 - (1)正木ダム 徳島県勝浦郡上勝町正木藤ノ内18-2

(工事概要)

第3条 本工事における工事概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

1号クレストゲート設備 上流面

扉体塗替塗装 1式

(諸法令の遵守)

- 第4条 受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものと し、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。
 - (1) 労働安全衛生法
 - (2)機械工事塗装要領(案)
 - (3) 道路交通法
 - (4) 廃掃法
 - (5) その他関係法令等

(図書の承諾)

第5条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(1) 材料の仕様書

施工前に

2部 2部

(2) 立会検査及び試験要領書

(3) その他監督員が指示する図書

作成後速やかに

必要部数

(提出書類)

第6条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

(1) 工事打合せ議事録

実施後速やかに

2部

(2) 月間工程表

前月末日7日前までに

1 部

(3) 塗装膜厚測定記録(速報)

実施後速やかに

2部

(4) 完成図書

工事しゅん工検査請求日までに 2部

ア 材料仕様書

イ 各工程ごとの施工管理記録及び工事写真

エ その他、必要書類

(5) その他監督員が指示する図書 指示後速やかに

必要部数

第2章 規格

(適用規格)

- 第7条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計図書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 日本産業規格(JIS)
 - (2) ダム・堰施設技術基準(案)
 - (3) その他関係法規、規定、基準等

第3章 施 工

第1節 現場塗装

(現場工事詳細)

- 第8条 本工事において対象となる現場塗装の詳細は、次のとおりである。
 - (1) クレストゲート設備については、水密ゴムなどに塗料がかからないよう養生を行い施工する。
 - (2) 素地調整
 - ア 塗料調査の結果、鉛とクロムが検出されているため、塗装前の素地調整は塗膜剥離剤を使用した 塗膜除去作業を3回行った後に、2種ケレンを行うことを想定している。
 - (3) 塗装の仕様は、次のとおりである。
 - ア 現場塗装 (a-1B)
 - (ア) 下塗り 第1層目 有機ジンクリッチペイント
 - 下塗り 第2層目 変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)
 - 下塗り 第3層目 変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)
 - (イ) 中塗り 第4層目 ポリウレタン樹脂塗料中塗
 - (ウ) 上塗り 第5層目 ポリウレタン樹脂塗料上塗
 - (4) 各工程(ケレン前、ケレン後、下塗り、中塗り、上塗り)ごとに塗装膜厚測定を行い、監督員の 確認を得たあと、次の工程に進むものとする。

第2節 現場工事

(現場工事一般事項)

- 第9条 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について、監督 員と協議を行わなければならない。
 - 2 現場工事は監督員の指示する期間に行うものとし、機器の据付、試験及び調整は工事に支障を及ぼすことのないように適切な処理を行うものとする。
 - 3 受注者は、現場工事に際し、機器の仕様を熟知した技術員を配置し、この技術員の指導のもと施工 するものとする。
 - 4 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
 - 5 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
 - 6 発注者の設備機器の運転、停止及び操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得 た場合はこの限りでない。
 - 7 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
 - 8 受注者は、ダム上流域における降雨又はダム放流に伴い作業の延期又は中断を指示された場合、これに従わなければならない。また、事前にこれが想定される場合には監督員と協議を行うこと。

- 9 工事の施工にあたり、停電等他の設備に影響を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ監督員と協議を行うこと。
- 10 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- 11 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。 万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。 ない。

(仮置き)

第10条 荷受け、仮置き等は受注者の責任において行うものとする。

(材料の搬入)

第11条 塗料及び剥離剤は搬入後、監督員の検査を受けた上で使用するものとする。

(塗装要領)

- 第12条 ケレン粉及び塗膜等の有害物質が河川に飛散しないように、防塵シート等を用いて全面的に養生するものとする。
- 第13条 素地調整作業によるケレン粉等が、既設物に悪影響を及ぼさないようにビニールシート等で保護するものとする。
- 第14条 塗装用足場は安全性を充分確保したものを使用しなければならない。
- 第15条 表面の色調は既設機器の塗装を標準とするが、詳細は受注後の打合せにより決定する。
- 第16条 クレストゲート設備の塗膜くず及び防護服については、特別管理産業廃棄物として運搬及び処分すること。
- 第17条 塗膜除去作業前に剥離試験を行うものとする。その結果、剥離剤の数量及び塗膜除去作業の回数に変更がある場合は設計変更の対象とする。

第4章 その他

(関係機関に対する手続き等)

- 第18条 受注者は、関係機関に対して、申込みまたは届出に必要な書類を作成し手続き等を行うものとする。
 - (1) 道路使用許可
 - (2) 道路使用に伴う、近隣住民への周知等
 - (3) その他、監督員の指示するもの